

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について … 2

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年9月分〉 … 4

令和8年10月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三昭ツーリスト（法人番号：9021001006331） 代表者 福富 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6 （本社営業所） 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年7月29日及び令和8年8月3日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照）

令和8年10月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	L i f e m a n a g e m e n t 合同会社 (法人番号: 1200003003417) 代表者 井上 将輝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県船橋市海神町南1-744-1ライオンズマンション西船橋第2-107 (船橋営業所) 千葉県船橋市金杉台1-2-14-206
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 250日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和8年1月23日及び令和8年2月2日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7)業務の記録の不実記載(運輸規則第25条第2項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書による指示義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(10)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 25点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260901	株式会社 TD商事(法人番号5030001122884) 代表者 崔 峰林	東京都荒川区 西尾久7-19-6-102号	本社営業所	東京都荒川区 西尾久7-19-6-102号	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和7年8月29日及び令和7年9月19日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	2	2
20260901	ロイヤル交通 株式会社(法人番号9021001010168) 代表者 岩澤 資泰	神奈川県鎌倉市大船字山崎1184-1	本社営業所	神奈川県鎌倉市大船字山崎1184-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和8年1月13日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20260915	うみかぜ交通 株式会社(法人番号6021001009048) 代表者 宮崎 聡	神奈川県鎌倉市小袋谷1丁目173番地3	大船営業所	神奈川県鎌倉市小袋谷1-173-3	輸送施設の使用停止(35日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年9月3日及び令和7年9月10日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4
20260915	平和交通 株式会社(法人番号4020001143791) 代表者 新井 義弘	神奈川県横浜市西区南浅間町26番地2	平和交通株式会社【西】営業所	神奈川県横浜市西区南浅間町26番地2	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和7年8月22日及び令和7年9月8日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)	7	2

20260915	豊田商事 株式会社(法人 番号3040001018084) 代表者 豊田 健治	千葉県船橋市 習志野台8丁目 9番8号	習志野営業 所	千葉県船橋市 三山6丁目39 -5	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和7年12月24日、法令違反の疑いがあるこ とを端緒として調査を実施。1件の違反が認め られた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第 13条)	5	5
20260929	日本交通横浜 株式会社 (法人番号2020001098229) 代表者 齋藤 浩二	神奈川県横浜 市戸塚区名瀬 町1152番地	本社営業所	神奈川県横浜 市戸塚区名瀬 町1152番	文書警告	旅客自動車運送事業運 輸規則第21条第5項	令和8年7月10日及び令和8年9月3日、公安委 員会からの通知を端緒としてを実施。3件の違 反が認められた。(1)健康状態の把握義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸 規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導 監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運 行管理者の解任届出違反(道路運送法第23 条第3項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)